

大磯町介護保険条例の一部を改正する条例

大磯町介護保険条例（平成12年大磯町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,700円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第2項の規定は、平成27年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、適用しない。

平成27年4月30日提出

大磯町長 中 崎 久 雄